

令和4年度 平塚養護学校不祥事ゼロプログラムの検証等

○ 項目・目標別実施結果

項目	目標	実施結果と目標の達成状況
法令遵守意識の向上 (公務外非行の防止・職員行動指針の周知徹底)	・教職員としての服務について十分に理解し、公務外非行を未然に防止することができるように意識を高める。教育公務員として、社会的な責任の重さを自覚し、一社会人としても法令遵守を徹底する。	服務について年度初めに初任、転任者に副校長より確認する機会を持ち、その他の教員を含め全職員に対して年間を通じて啓発をおこなった。職員行動指針が記載されたカードを携帯していつでも確認できるようにし、職員として公務内外において常に高い倫理観を持って自身の行動を律し、ルールを遵守した。
体罰、不適切な指導の防止	・人権を尊重する意識と態度を向上させ、体罰、不適切な指導を行う職員ゼロを目標とする。	6月に児童生徒指導について、事例から考えるグループワークを行った。
児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	・児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識を持って取り組み、決められたルールを遵守する。	5月に性加害についてのスライドを用いた研修を行った。7月にはわいせつ、セクハラに関する啓発資料を作成して研修した。併せて児童生徒の人権を尊重するかかわりを行うことを年間通して確認した。
個人情報等の管理、情報セキュリティ対策	・神奈川県情報セキュリティポリシーに基づき、電子情報、パソコン等の電子機器の正しい管理について周知し、個人情報の紛失、流失及び情報ネット関係の事故を防止する。	9月に情報ネット班が中心になって、正しい電子情報の保存や管理について周知した。 点検資料を活用して、個人情報の取り扱いや情報セキュリティについて意識を高めた。
入学選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止	・規定に基づいた正式な段取りに従って、企画、運営、評価を行い、入学選抜に係る事故を防止する。 ・個別教育計画や進路指導に係る資料等の機密文書作成から回議、個別配付に至るまでの経過における事故を防止する。	教育相談や説明会の機会に、入学を希望する生徒や保護者、関係する機関へ正確な情報を提供した。 10月に不適切な対応がないようにするための研修会を行い、入学選抜に関して公平かつ厳重に執り行った。
財務事務(会計)等の適正執行	・適正な私費の徴収・管理・執行を行う。 ・備品を適切に管理する。	11月に私費会計班が中心になって私費会計基準に沿った会計処理、管理、運用について伝達し、適正に執行した。 就学奨励費の誤支給に関する報告と再発防止策について共有した。
交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	・日常生活の中で交通安全に努め、交通法規を遵守する。	日常的に交通安全に努めたが、特に年末年始前の12月に交通違反、交通事故防止に関する啓発資料を作成し、研修会を実施した。交通事故、酒酔い、酒気帯び等の事例をしり、安全に対する自覚と責任感を高めた。

職場のセクハラ行為の防止	・人権を尊重する意識と態度を向上させ、ハラスメントの根絶を図る。	ハラスメントの根絶に向けた全職員の意識の向上を図るため、点検資料を活用して、職場のハラスメント防止の意識を高めた。1月に人権について再認識する研修を行った。
業務執行体制の確保等	・業務内容の多種性や複雑化にともなう執行体制のあり方や情報共有、チェック体制等の業務推進のための方法について見直しと改善を継続的に行う。	業務執行体制について中間反省及び年度末反省を行い、業務の改善を行なった。 学部及び分掌班間の情報共有、業務推進のためのチェック、協力体制の整備について、グループ部門連絡会で実態把握し、連携して業務を執行した。
個別面談による防止への取組	・不祥事根絶に向け、全職員が一丸となって取り組むため、学校としての意思の疎通と統一を図る。	自己観察に係る面談等の機会も含め、管理職が全職員を対象に面談を適宜行い、不祥事防止について情報交換や意見交換を行なった。当事者意識と問題意識を持つよう働きかけた。
医療的ケアの事故防止の取組	・安心安全な医療的ケアの実施に向けて全職員で共通理解を行う。	2月に医療的ケアのこれまでとその教育的意義についての研修を行い、安心、安全な医療的ケアの実施について再認識を促した。

○ 令和4年度不祥事ゼロプログラム全体の達成状況と令和5年度に取り組むべき課題 (学校長意見)

令和4年度不祥事ゼロプログラム全体の達成状況については、おおむね達成されたと考えるが、医療的ケアにおける事故をふまえた組織的対応について、継続して取り組んでいかななくてはならない課題と考える。

不祥事・事故防止に向けた組織的対応について、未然防止に努めることはもちろんであるが、発生してしまった場合の早期発見・適切な初動対応のための体制づくりにどのように組織として取り組むかが大きな課題である。思いもよらない危機や何らかの異状に直面した際に、現実を素直に受け止めることができず、物事を過小評価もしくは楽観視して「大丈夫」と思い込もうとする傾向が見られる。「大したことはない」「これくらいなら大丈夫」という「正常性バイアス」が働き、結果的に早期発見・適切な初動対応を遅らせてしまい、事態をさらに悪化・被害を拡大させてしまう。正常性バイアスとは予期しない事態に遭遇した時に、それを正常の範囲だと認識する働きである。これは本来は受け入れがたいストレスを避けるための心の平穏を守る心理的機能＝自分を守る働きであり、誰しもが陥る可能性がある。また人数が多いほどかかりやすい＝他の人も大丈夫そう→自分だけ行動に移せない(同調圧力)。気がついていながらも見て見ぬふりをしてしまう＝なかったことにしたい。という特徴を持つ。

学校の危機管理においても、この「正常性バイアス」を認知、共通理解した対策が必要と考える。そこで今後、

- ・教職員が陥りやすい心理的反応を自覚させ、見える化する研修を実施する。
- ・教職員の危機意識を高めるために、教職員全体でヒヤリとしたりハッとしたりした危機の経験や事例について日常的に共有し、「ありうること」として想定する訓練を積む。
- ・危機発生を想定したシミュレーション訓練を行い、各個人及び組織としての対応力を高める。
- ・万が一危機が発生した場合には、教職員が組織的かつ迅速適切に対応できるように指揮を執る。

という対策を令和5年度に取り組むべき課題とし、不祥事・事故防止ゼロに向けて取り組んでいきたい。